

2011年6月14日制定
2024年6月11日改定

常勤理事及び常勤監事の報酬等の支給の基準について

当財団の常勤理事及び常勤監事の報酬は、下記のとおり支給総額の範囲内で支給することとする。

記

1. 常勤理事の報酬の支給基準
別に定めた職位別の年間報酬額を上限に、支給するものとする。
2. 理事報酬の決定
毎年、会長が理事の兼務状況を確認し、理事報酬の改定が妥当と認められた場合には、改定案を理事会（3月）で審議、決定する。ただし、ランクに変更がない場合は特段の提案は行わない。
3. 常勤監事の報酬の支給基準
監事の報酬については、勤務形態を勘案のうえ、支給するものとする。
4. 支給総額の範囲
上記役員の支給基準を基に、定款で定める役員定数及び今後想定される役員構成等を勘案して、支給総額の範囲を9,600万円とする。

以上